

幕領買納制の成立と構造

——江戸買納の考察を中心に——

本 城 正 徳

はじめに

石高制に基づく米納年貢制が、幕藩制の経済構造や領主—農民という幕藩制社会における基本的階級関係を基礎づけていることはよく知られる通りである。したがって、米納年貢制すなわち近世貢租制度の研究は、幕藩制社会を理解する上で不可欠の研究分野となっている。しかしながら、戦後における貢租研究の代表的研究者である森杉夫氏が、一九六六年⁽¹⁾当時、⁽¹⁾いまだ研究史の整理もなされていないと評したように、⁽²⁾研究の蓄積は十分とはいえない。その後の研究状況をみても、確かに徴租法や在払制度など研究の進展が認められる分野はあるものの、貢租研究全体としていえば、理論的にも実証的にもなお多くの検討すべき課題が残されているように思われる。⁽²⁾

本稿でとりあげる買納制^{かいのう}も、そうした研究の遅れている貢租制度のひとつである。買納制の存在は従来から知られてはいるのだが、それらは辞典や市史類の記述あるいは断片的な記載にとどまるものであり、その制度的内容すらなお十分には解明されていないように思われる。

そこで本稿では、買納制研究の基礎作業として、買納制とは何かという点を、主として制度史的観点から明らかにしてみたいと考える。具体的には、まず買納制に関する従来の理解を検討したうえで、その成立期をさぐり(第一節)、ついで江戸における買納仕法の展開過程を明らかにし(第二節)、さらに以上の考察をふまえて、買納制の制度的構造と特徴についての理解を深めることとしたい(第三節)。

一 買納制とその成立

幕末期の幕領農村支配のあり方を述べた『徳川幕府県治要略』には、「買納」としてつぎのような記述がみえている。⁽³⁾

洪水の害を受け、稲草永く水中に浸漬し、後日成熟するも、米質粗悪納米に充て難き類、又は納所着迄の間欠減し、不足を生じたる場合、又は難破船により海中へ沈没せしときの如き、止むなきものに限り、江戸其他の納所に於て、自村米相当の他産米を購入し、代米納を許すことあり、之を買納と云ふ。

それによれば、買納制とは、①自然災害による米質の低下や輸送中の自然減量・事故などによって年貢米の不足が生じた場合、②幕府の許可を得たうえで、③自村米相当の品質を有する他産米を、④江戸などの納所(年貢米の納入地)において、購入し、再納入する制度であることがわかる。右の史料にもとづくこうした理解ないし説明は、現在までのところ、買納制に関する最もまとまった記述である『国史大辞典』(吉川弘文館)、『日本歴史大辞典』(河出書房)、『日本経済史辞典』(日本評論社)の買納項目においても採用されており(とくに後二者では、右の史料をほぼそのままの形で紹介することで項目の説明としている)、おおむね、買納制についての現在の理解ないし研究の水準を示していると言つてよいもののように思

われる。

本稿でも、右の理解を出発点としたいが、その際、以下の点を確認しておくこととしたい。それは、買納制の説明としてあげた右の①④の諸点は、同時に、買納制の構成要件でもあるという点である。すなわち、①は買納理由ないしその限定という要件を、また②は実施にあたっての出願の必要性と許可権者の所在を、③は買納米の品質ないしその特定を、さらに④は買納米の購入・納入地の指定を、それぞれ示しているといえよう。買納制は、以上のような制度的要件によって構成されていたのである。

では、こうした買納制はいつの時点で成立したのか。この点についても従来明確な論及は乏しいが、『布施市史』によれば、幕府は、それまで正米にしかえて蔵納させるか金納させていた江戸浅草蔵納分の選出米（蔵納の時に米質が悪くはねられた米）・沢手米（海水・雨水などで濡湿した米）などを、享保十七年（一七三二）九月にいたり、より吟味を適正にし、本当に蔵納に不適な分のみを、買納または金銀納させることに改めたとの記述がある。それによれば、江戸廻米分についてはこの享保十七年令により買納制が成立したと判断されよう。しかしながら、留意すべきは、享保十年と推定される「諸納米金納伺之儀に付御定事」という史料のなかに、すでに「御年貢米、一条・大坂・江戸御蔵納之節（略）御蔵納に難成分は、買納等に致候苦」の文言があり、享保十年前から江戸廻米のみならず京都二条・大坂蔵納分についても、すでに買納がなされていたと思われる点である。

さらに、畿内・東北の幕領では、より早い段階である十七世紀後半には買納制の存在が確認できる。すなわち、元禄七年（一六九四）の和泉国大鳥郡高石南村の明細帳には「六分米之事」として、「当村之義ハ、畑方多御座以故、御米毎年不足仕候ニ付、小野半之助様御代官所之節ハ、不足米大坂ニ而買米仕、上納仕候」とみえる。同村が代官小野氏の支配に属した

のは寛文四年（一六六四）であり、貞享二年（一六八五）にも支配の継続が確認できる。⁽⁷⁾ 明細帳という史料の性格からみて、この大坂での買納が幕府公認のものであったことはまちがいあるまい。

一方、東北においても、延宝九年（一六八一）に出羽国村山地方の幕領（寒河江領）から巡見使に出された願書の一節に「寒河江領式万三百石余之内五千石余、山寄之村々深山近所ニ御座候へば、悪米ニテ御年貢米ニハ不罷成候故、年々買米仕御年貢ニ相納迷惑仕候」とあることを知る。⁽⁸⁾ かなり大規模な買納が予想されるが、その理由が、さきの高右南村同様、耕地立地条件にあること、また、買納は百姓にとつて迷惑と指摘している点に留意しておきたい。

以上の事例からみて、幕領買納制は十七世紀後半には成立していたものと考えるが、注目すべきは、畿内幕領においては、すでに慶安二年（一六四九）正月に代官今井氏よりつぎのような法令が出されていることである。⁽⁹⁾

一 御年貢米、あらぬか、粉米等無之様ニ仕、田舎米買納申間敷候（略）

すなわち、ここでは、田舎米という文言から判断されるように低品質米による買納が禁止されているのである。買納米の品質を問題とするこうした禁令が出されるのは、それが幕府の定める本来の買納制度に反する不汚行為であったがためと思われる。すなわち、右の禁令の存在は、幕領買納制の成立が十七世紀前半、当面、一六四〇年代までさかのぼることを示すものといえよう。

幕領米の全国的規模での廻漕が、寛文期のいわゆる東廻り海運・西廻り海運の成立によって、整備・拡大されたのは事実であろう。しかしながら、諸先学の研究によれば、たとえば、関東幕領から江戸への年貢米廻漕機構は遅くとも寛永期に、また畿内幕領からの大坂蔵詰米は元和期に、それぞれ成立していることが明らかにされている。⁽¹⁰⁾ すでにみたように、買納制が、本来、年貢不足米の納所地での追加購入による再納入を目的とする制度であるならば、その成立が、こうしたいわば初

期的な幕領廻米体制の成立期かそれに近い時期、すなわち十七世紀前半期に求められる可能性は高いものと考ええる。

二 買納仕法の展開

本節では、前節での買納制成立に関する考察をうけ、江戸における買納仕法の具体的な展開過程を明らかにしたいと考ええる。江戸を対象とするのは、幕領廻米の大半が江戸に集中するからであり、幕領買納制はまず江戸廻米から検討される必要があるからである。たとえば、天保十二年（一八四一）には、全幕領年貢米米納分のうち実に七六・九%（四二万石余）が江戸御蔵納という状況であった。⁽¹¹⁾

さて、江戸の買納仕法であるが、享保十年（一七二五）には大坂・二条蔵納分とともに一時的に買納が禁止され、同十七年には不良米吟味の適正化とともに復活されたと考えられることは、前節でふれたとおりである。その後、同二十年になって、筑前屋善兵衛なる者が、百姓と廻船船頭から世話料をとることを条件に、撰出・沢手・色替米の正米による代納を請け負うことが認められている。⁽¹²⁾ 期間は寛保元年（一七四一）までの七年間（最初の一年は半高請負）とされる。この筑前屋の正米代納が買納によるものであれば、町人による買納引請の最初の事例になると思われるが、今のところ、正米の調達方式は明らかではない。

ついで明和二年（一七六五）十二月にいたり、つぎのような法令が出されている。⁽¹³⁾

諸国御年貢米納之節（略）代米買納之儀、是迄御勘定所江伺之上、遂吟味、御蔵出来・町米之内、其場所相応之米、入札之上致買納来候、以来者、右御勘定所下知相済候ハ、可成丈町米買納相減候積、其御代官より何国米代相応之出来

石数何程買取いたし度段、浅草御蔵役所江書付さし出置候ハ、右場所相応之出米有之節、御蔵方より札さし行事共
出米之内、石数何程買納有之段申渡、尤其御代官御蔵奉行より可達候間、御代官罷出、御蔵奉行立会、納名主・
納宿ともへ為買取、御蔵納儀ハ是迄之仕来之通可被相心得候（略）都而買納米之儀引請取斗、右代金者、御代官所江
取立、相払可被申候（略）

それによれば、まず明和二年以前においては、第一に村方からの買納の出願は、個々の代官所ではなく勘定所において裁
許されたこと、第二に買納米は「御蔵出米」すなわち幕府浅草蔵からの払出米か、「町米」すなわち江戸市中における商人
取扱米のうち、年貢納入村と同程度の品質を有する米を入札によって購入していたことが判明する。以上の過程は、基本的
に村方の責任においてなされていたとみてよく、この意味において、村方直買納仕法といふべき内容をもつ。ところが、同
年以降は、勘定所による裁許は同一であるが、仕法はつぎのように変更されている。先ず第一に、買納米は、町米でなく蔵
出米によることが命じられ、第二に、この蔵出米買納については、村方から直接ではなく、その支配代官から購入希望米の
品質・数量を記した書付を浅草御蔵役所へさし出すこと、が定められる。第三に、希望米に合致する出米がある時は、蔵方
より札差行事に対してその旨を申渡し、支配代官・蔵奉行が立会いのうえで、出米を納名主・納宿へ買取らせる。また第四
に、出米の購入代金は、村方より代官所へ納入し、代官所が支払いを行う、というのである。蔵出米優先主義を前提とした
この新しい蔵出米買納仕法において特徴的なのは、代官（代官所）が果す役割の大きさである。すなわち、この仕法では、
代官（代官所）が出願・購入・代金納入のすべてに関与しているのであり、この意味において、この仕法を、代官ないし代
官・蔵奉行仲介による村方直買納方式と名付けることができよう。なお、この新仕法に関しては、その変更理由が「御蔵庭
払直段ニ而買取候儀ニ付、村方入用相減、御救之事」と農民負担の軽減化にある点を注意しておきたい。

では、その後の状況はどうであったか。寛政十年（一七九八）十一月に在府代官の連印をもって提出された「御廻米買納之儀ニ付申上候書付」⁽¹⁵⁾によって検討してみよう。この史料は、二つの諮問事項に対する在府代官たちの答申書であるが、その諮問事項とは、①蔵出米の買納については、従来の方式を改め、「御蔵奉行ニ相達置、順々引合候出米有之節、御蔵奉行ニ而買入、御蔵納」してどうか、②「出米無之、町米買納之節」は、米買入値段と納方諸入用を明確に別勘定とすれば、「買納相願候村々、直段取調疑候儀」もなくなるのではないか、というものであった。

これら諮問事項から、明和二年以降も蔵出米買納優先主義の継続していることが、まず確認されよう。そして、代官たちの答申をみると、まず①に対しては、蔵奉行が一手に買納をひきうければ、石数が集中してしまい、従来蔵出米納仕法によって維持されてきた年貢米の年内皆済が難しくなるのではないかと、事実上、反対の答申を行っている。一方、②については、まず従来の状況として、これまでは「村方之もの、江戸表ニ而、米屋共相對を以、買入、御蔵納」する場合と、「役所ニ而、直段吟味之上、買納有之様致度旨相願」う場合とがあったが、近年は後者が一般的であると述べている。そして、その具体的な方法とは、「納方会所江戸表米商人共、並地廻り百姓共」に対して、「領」かぎりに値段をつけさせて入札を行い、吟味のうえ、「御蔵納迄一式引請之積」をもって引請人を決定するというものであった。この一式引請による買納は、村方にとつて不都合なものではなく、「米直段・納入用何程申儀引合、納相済候上、仕訳書を以村方ニ申聞候ハ、疑惑之筋も有御座間敷奉存候」としている。これらからみて、町米買納についても明和二年以降存続すること、しかも買納に際しての代官の役割が大きくなっていることがわかる。代官の吟味によって一式引請人が決定されるのであり、ここでは、いわば代官仲介による町米買納の一式引請方式が成立していたのである。

ところが、文化八年（一八一二）十二月にいたって幕府はつぎのような法令を出す。⁽¹⁶⁾

御蔵出米又者町米を以、買納いたし来候分、是迄ハ、多分其節請負候者江申付、納入用並切レ石等一式見込を以、為引受相納候由之処（略）以来、右買納之分者、村々直納被差免、各より買納被差出、御勘定所より石数御蔵江断次第、其国新古相応之御蔵出米有之候節（略）御蔵奉行取斗候積り申渡候（略）直段之儀者、御蔵奉行より可相違候間、浅草御蔵江代金相納可被申候（略）

すなわち、ここでは、町米のみならず蔵出米をもふくめて買納の一式引請方式が明確に否定され、村方の直買納とするところが命じられているのである。この事實は、文化期頃までには、蔵出米についても一式引請方式が大勢となりつつあったことを示唆するものである。また留意すべきは、直買納に際して蔵方への石数通知は勘定所が行い、また買納の取斗いや代金取納は蔵奉行（蔵方）が担当している点である。すなわち、ここでは、明和二年令において規定された蔵出米買納に関する代官の大きな役割が後退し、かわって蔵奉行が重要な役割を果すようになってきているのである。この意味において、この文化人年令は、明和二年令の改訂であり、と同時に、蔵奉行の重視・一式引請方式の否定という点では、寛政十年の諮問事項の政策的実現としての側面をもつものと判断される。その際もう一点注意すべきは、こうした改訂の理由づけが、一式引請では結局村方の「難儀」となり、改訂によって買納直段・納入用が軽減され「百姓共御救」となるとされている点である。つまり、ここでも明和二年令と同一の論理が採用されているのである。

ところが、五年後の文化十三年になって、幕府は「村々江費、無之様」という全く同じ理由によって、方針を変更する。すなわち同年十月に「買納取扱之義者、御廻米納方御用達町人共江申渡候間、被得其意」と村方からの世話料負担規定とともに、買納の廻米納方用達町人たちへの一括取扱いが命じられているのである。⁽¹⁷⁾これは、事実上の町人買納一式引請方式の公認であり、しかも、それは蔵出米・町米両方を対象とするものであった。事実、納名主と用達町人との買納交渉に関す

る文政四年（一八二一）の申渡や用達町人からの書付には、「納名主、一式引請之積、申談候節は」とか「納入用一式引請候節は」といった文言が用いられているのである。⁽¹⁸⁾

その後、天保十三年（一八四二）には、「江戸御廻米御蔵納之節（略）買納相願候分、当寅御年貢一ヶ年限り、村々直納差免、各より買納伺被差出」と、村方直買納が一時的に復活していることが知られる。⁽¹⁹⁾しかしながら、この事実は、逆に天保期まで用達町人による一式引請方式が継続していたことを示していよう。管見の限りでは、これ以降も仕法変更に関する法令がみられない点からみて、おそらくは幕末期まで、この一式引請方式が採用されていたものと思われるのである。

二 買納制の構造と特徴

さて、さきの第一節では、買納制を構成する四つの要件とそれらについての従来の理解・説明について述べた。しかしながら、前節での考察は、こうした従来の理解が不十分なものであることを明示している。そこで本節では、改めて各構成要件の再検討を行い、買納制の構造と特徴についての理解を深めたいと考える。

まず、第一の構成要件である買納理由からみていこう。許可理由として自然災害や輸送中の自然減量・事故等があることは、すでに第一節でみたとおりである。しかしながら、寛政十年（一七九八）の在府代官よりの書付によれば、「年寄」り発声する「水腐米」ゆえの買納とは別に、関東幕領の内には「野方土地悪敷、或者冷水掛之場所米性不宜、村々^ニ而船通路無之分、馬附^ニいたし候故、入用多分相掛候^ニ付、年々買納相願候も有之」とある。⁽²⁰⁾すなわち、この頃の関東幕領では、「野方土地悪敷」とか「冷水掛之場所」といったいわば恒常的な耕地立地条件、あるいは水運の有無といったこれまた恒常

的な地理的要因にもとづく輸送（経費）条件が買納許可理由になっていたことが判明するのである。その際注目すべきは、こうした買納が、おそらくはその理由の恒常性ゆえに、「年々買納」すなわち連年の恒常的な買納として認可されている点である。ここでは、より拡大された買納理由が、新しい買納形式と結合した形で登場しているわけである。天保十三年（一八四二）の申渡の一節には「江戸御廻米御蔵納之節、納不足並証劣、又者、年々定式買納相願候分」とみえており、従来の臨時的な買納とは區別されるこうした「定式買納」は、幕末期においても存続していたことが知られる。

同様の事態は、東北や畿内幕領では、すでに十七世紀後半には確認することができる。すなわち、すでに第一節で述べたように、延宝九年（一六八一）の出羽国村山地方の幕領では、「山寄之村々深山近所」ゆえの「悪米」が買納理由であり、しかもそれは「年々買米仕、御年貢ニ相納」められたのであった。また寛文・貞享期の和泉国大島郡高石南村でも、「畑方多御座候」ゆえに「不足米大坂ニ而買米」していたのであった。こうした畑方ゆえの買納は、たとえば文化二年（一八〇五）の河内国若江郡幕領村々への触書に、買納について「畑勝之村又は無梶子細に而村方出生米無之候は、其段願出吟味可請候」とあるように、十八世紀以降の畿内幕領では、より一般的に認められるものであった。

以上の諸事実は、買納許可理由が従来指摘されていた以上に広範であったことを明示している。すなわち従来のそれが災害や事故等のいわば狭義の自然的・偶発的条件であるとすれば、そこに示される畑方等の耕地立地条件あるいは水運の有無といった地理的な問題は、いわば広義の自然的かつ恒常的条件というべき内容をもつ。より広義な、しかも恒常的な自然的条件をも対象とした買納、それが往往にして恒常的買納形態と結合している点もふくめ、この点に幕領買納制の特徴のひとつを指摘しておきたい。

つぎに、買納制の第二・第四の構成要件である出願と許可、および買納米の購入・納入地についてみておこう。これらの

要件は、前節で明らかにした買納仕法の中心的部分を占めるが、まず、出願・許可についてみれば、村(願書)↓代官所(伺)↓勘定所という経過をたどり、勘定所において裁許されることが確認できた。

一方、買納米の購入・納入については、ともに本来の納所で行われる点はまちがいないものの、購入米には蔵出米と町米の二種類があること、また、その各々によって購入・納入仕法がかなり厳密に異なり、かつ仕法自体大きく変遷していることが明らかとなった。すなわち、まず蔵出米についてみれば、明和二年(一七六五)以降は従来の入札による村方直買納方式から代官(蔵奉行仲介)によるそれへと変更されたこと、ところが文化期頃までには一式引請方式が大勢となり、文化八年(一八一二)に至ってこの一式引請方式の否定(村方直買納の復活)がはかられたこと、さらに文化十三年には逆に廻米納方用達町人による一式引請が公許され、以降幕末期まで実施されていたこと、等が判明する。一方町米については、明和期頃には蔵米同様入札による村方直買納であったが、寛政期頃には江戸米屋と村方との直接交渉のほかに代官所の手助けをうけた一式引請方式があり、後者が支配的であったこと、文化八年になってこの一式引請方式は一旦否定され、村方直買納の復活をみたが、同十三年に至って、蔵出米買納ともども廻米納方用達町人による一式引請方式に一本化されたこと、等が明らかとなった。

こうした仕法変遷をみるとき、以下の二点が注目される。その第一点とは、最終的には一式引請方式の公認に至る以上のような幕府の対応には、しかしながら同時にまた、村方直買納を維持せんとする姿勢が根強く認められるという点である。すなわち、明和二年令は村方直買納を前提としたものであり、寛政十年の諮問も一式引請方式には否定的であった。また文化八年には、すでに大勢となっていた一式引請方式の全面的否定(村方直買納の復活)を打ち出しているのである。

こうした方針は、江戸以外の場合においてより顕著であった。たとえば大坂では、寛政元年に納宿の廃止と大坂蔵詰米の

村方直納方針が採用されるが、同時に、従来「納宿共立替」であった買納資金を、代官所が「御取替金」として、しかも無利子で用立てるといふ政策が実施されているのである。⁽²³⁾ 代官所の直接的な資金援助による村方直買納の奨励である。また京都においても、文政十一年（一八二八）には、「二条御詰米之儀、出生米不差出、他所ニ而拵米杯買請相納、且御当地米商人共納人ニ罷出候様成儀、致間敷旨」が河内国四郡の幕領に命じられており、⁽²⁴⁾ この時期には、他所米買納とともに、買納をふくむ年貢納入業務への京都米商人の関与が明確に否定されているのである。

さて、注目すべき第二点とは、寛政改革との関連性についてである。寛政改革の米穀政策を考察された竹内誠氏は、その研究のなかで廻米納方御用達についても論及され、①江戸においては買納もふくめ納宿が年貢納入業務を担当していたこと、②納宿廃止に伴い業務の一切は寛政六年に成立する納方会所とそこに属する廻米納方御用達に引き継がれること、③この会所・御用達方式の採用により年貢米収納の円滑化は実現するが、米価調節策をもふくめ、こうした会所・御用達方式という幕府と商業資本の新たな連携・結合のあり方に、寛政改革の重要な特徴を求めること、等を指摘されておられる。⁽²⁵⁾ しかしながら、買納に関してのみえば、これらの指摘に対していくつかの問題点が提出できそうに思われる。まず、右の①については、廃止前における納宿の役割の問題がある。すなわち、前節でみたように、明和二年の蔵出米買納仕法では確かに納宿の関与は認められるのだが、買納仕法自体は、代官一蔵奉行を中心に構成されているのであった。買納資金の貸与以外の、実際の買納業務に占める納宿の位置・役割については、少なくとも江戸の場合、買納仕法全般のなかで今一度検討してみることがあるもののように思われる。②については、会所・用達方式への切り替えは、少なくとも買納については、寛政六年段階では達成されておらず、しかもその達成には、かなり大きな政策的揺れの認められる点が目される。すなわち、前節でふれたように「納方会所」と廻米御用達と判断される「江戸表米商人共」の関与が確認できるのは寛政十年頃の町米買納

についてであり、蔵出米をもふくめ買納取扱いが一切彼らに任されるのは御用達成立から二〇年以上も経過した文化十三年になってからであった。しかもその間の文化八年には、一旦は関与の全面否定が命じられているのである。以上の諸事実を③の指摘との関連でとらえなおせば、少なくとも寛政改革における年貢米収納円滑化政策については、それが当初の予定通り会所・用達方式として定着し成果をあげるまでには、かなりの時間を必要とし、かつそのためには方式そのものの再検討ないし試行錯誤が必要であったことを示唆しているもののように思われる。それはまた、おそらくは、この寛政改革に特徴的な新たな対商業資本政策に内在する矛盾とそのあり様につながる問題でもあるように思える。⁽²⁶⁾

さて、つぎに第三の構成要件である買納米の品質規定「自村米相当原則に移ろう。この点については、以下の二点の特徴点が指摘できる。まず第一点は、自村米相当原則が、実際は蔵出米優先主義と一体となって運用されているという点である。すなわち、明和二年以降打ち出されたこの方針は、文化十三年の廻米納方用達町人一括取扱令においても「尤、御蔵出米無之、実ニ無抛節斗、町米を以、御蔵納之積」と、むしろ明和二年令よりも強い調子で指示されており、その政策的継続性が確認できるのである。⁽²⁷⁾

では、なぜ御蔵出米なのか。明和二年令でふれられているように御庭払直段（浅草蔵からの払米相場）による買納が村方入用の減少につながるというねらいは確かにあるが、幕府にとってより重要なものは、いずれは商品化され、幕府あるいは幕臣達の主要な貨幣収入源となる年貢の品質「商品価値の問題であったと思われる。すなわち、天明七年（一七八七）の代官への申渡によれば、「御年貢代米之節、町米買請被納候も有之、右之内には殊之外悪米并欠石相立、納に難成」と、町米による買納米の低品質が問題となっているのである。⁽²⁸⁾ 厳重な品質検査をへて一旦納入された年貢米である蔵出米と比較すれば、市中商人の取扱う町米の品質によりムラがあったことは想像に難くない。買納米の品質「商品価値の保持は、蔵出米の

購入・再納入という手段によって、より安定的に確保しえたと判断されるのである。

さて、第二の特徴点とは、自村米相当原則が実際には同国米原則さらに同国米相当原則として運用されていたという点である。すなわち、前節で引用したように、その自村米相当原則は、明和二年令では「何国米代相応之出米」、また文化八年の村方直買納令では「其国新古相応之御蔵出米」と表現されており、そこでは明らかに同国米ないし同国米相当であれば良しとする方針がとられているのである。個々の村の産米を基準に買納米を選択するという作業は実際には困難であり、品質保持という自村米相当原則の本来の目的からみても、こうした方針は妥当なものといえよう。それはさきに見た蔵出米優先主義とともに、おそらくは買納米品質規定に関わる一般の方針であったと思われる。

む す び

以上、本稿では江戸買納仕法の考察を中心としつつ、幕領買納制について考察を行った。第三節では、寛政改革との関連性についても若干の論及を試みたが、買納制とは何かという本稿の本来の課題に立ち返って以上の考察を要約すれば、おおよそつぎのようになるろう。

- ① 近世幕領における買納制とは、諸国幕領からなされる年貢米納入の最終段階（納所地）における納入不足米の追加購入・再納入制度であり、その成立は、十七世紀後半には確認できるが、おそらくは、十七世紀前半までさかのぼるものと判断される。

- ② 買納は、村方からの出願をうけ、勘定所が裁許するが、許可理由は自然災害・事故のみならず、耕地立地条件や地理

的条件などの広義の自然的条件がふくまれ、その場合には、連年の恒常的買納が許可されている。

③ 購入米は自村相当原則がとられたとされるが、実際には、蔵出米優先主義と同国米ないし同国米相当原則によって運用されており、おそらくはこれが、年貢米の品質・商品価値を保持するための一般の方針であったと思われる。

④ 購入・納入の仕法は、村方直買納方式が基本だが、納所地・時期によってかなりの相違がみられる。相違は寛政改革期・文化期を画期として固定化するが、会所・御用達方式は、むしろ江戸に特徴的な仕法であると思われる。

以上が考察の要点であり、いわば幕領買納制の内容説明であるとするれば、その史的意義は、こうした制度が、あくまでも石高制、当面、幕領における米納年貢制を最終的に維持し補完している点に求めることができよう。買納制は具体的な年貢米納入過程においても、また、幕領貢租制度の全体系下においても、最終的な米納年貢制の維持・補完制度としての位置と役割を与えられていたのである。そして、その際確認しておくべきは、こうした買納制は、結局は農民の負担によって維持されてきたという点である。不良米を再納入する場合は勿論、耕地条件等から当初より買納を予定する場合でも、買納に伴う村役人の滞在費その他の出費を勘案すれば、買納は明らかに本来の貢租負担以上の負担を意味する。それゆえ、第二節でもふれたように幕府は村方入用の削減を理由に買納仕法を改めるわけだが、改正されたはずの仕法が全く同様の理由から再び改正されるという事態のくりかえしは、一時的にはともかく、容易には負担の軽減化が実現しなかったことを示すものであろう。

以上、本稿では、主にに制度史的考察を通じて、幕領買納制の構造の解明につとめた。しかしながら、そこで明らかにしたものは、いわば本来の形としての買納制ともいうべきものであり、たとえば近世中期以降の畿内幕領では、ここで述べたような買納形態・制度とは大幅に異なる状況が展開しているのである。これら点については、その前提条件ともなるべき米

穀市場の問題ともども、稿を改めて考察してみたいと考えている。

〔註〕

- (1) 『経済史学入門』（廣文社、一九六六年）の「貢租」項目。
- (2) 紙面の制約から研究史については十分ふれえないが、六〇年代までの状況については註(1)の森氏の論考が、また近年の状況については渡辺忠司「幕領体制論における貢租研究の発展のために」(『歴史評論』三二六号、一九七六年)、『日本近世史研究事典』(東京堂出版、一九八九年)が参考になる。
- (3) 『復刻・徳川幕府県治要略』、二七〇頁(柏書房、一九六五年)。
- (4) 『布施市史』第二卷、三二四頁(森杉夫氏執筆箇所)。
- (5) 『日本財政経済史料』第五卷、八〇〜八一頁。本史料は従来からの買納を原則として中止し、金納とすることを命じているが、年月日は不明とある。しかしながら、そこでの金納値段は「其時々之張紙直段米三拾五石に付金四兩高、銀納之場所は右割合を以、米壹石に付銀六匁高之積」と指定されており、この記述は、享保十九年「濡沢手米撰出等之定」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第三〇卷、六三一頁)にみえる「納不足に成候分(略)享保十_三年(略)冬御張紙直段ニ四兩高、上方筋者三歩一直段米壹石ニ付六匁高ニ銀納致候」という記述内容とほぼ一致し、本史料はおそらくは享保十年のものとして推定されるのである。森氏が指摘された享保十七年令において、従来は正米さしかえかまたは金納と出てくるのも、享保十年段階で、一旦買納が停止され、金納化されたためではないかと思われる。

(6) 『高石市史』第三卷、二〇〜二二頁。

(7) 『高石市史』第三卷、一四九・七三五頁。

(8) 伊豆田忠悦「流域社会における商品生産の展開」、二二五頁（『地方史研究』一八四号、一九八三年）。なお、羽州村山地方の幕領では、文政・天保期においても江戸買納の行われていたことが明らかにされている（青木美智男「天保期羽州村山地方の農民闘争」、『幕藩制国家解体過程の研究』所収、一九七七年）。

(9) 『続堺市史』第四卷、四〇一頁。

(10) 浅沼正明「関東に於ける近世初期買租米江戸廻漕機構の成立過程」（『歴史地理』九〇巻三・四号、一九六二・六三年）、佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』、個別分析A（御茶の水書房、一九六四年）等。

(11) 大野瑞男「大坂城米について」、一九八頁（『政治経済の史的研究所』所収、巖南堂書店、一九八三年）。

(12) 『日本財政経済史料』第一卷、二九四〜三〇〇頁。この筑前屋の請負については、すでに森氏の指摘がある（『続堺市史』第二卷、三二五頁）。

(13) 『牧民金鑑』上、五九二頁。

(14) 延享二年（一七四五）の「御殿御勘定動方」によれば（『日本財政経済史料』第八卷、六一〇頁）、江戸・大坂廻米の買納手続きについて「不足之分、於御蔵、買納いたし度由、百姓相願候得ば、其旨御代官・御預所役所より伺候に付、吟味之上、申渡候」と明確に規定されている。また、天明五年（一七八五）の「下御勘定所掛々にて取扱候事」にも「買納御添帳」の一項があり、「是者、冬に買納に候得者、御蔵新古出来米・町米、春夏に買納に候得ば、古米をは除き裏書いたし、尤文言は定例有之候」とある（『日本財政経済史料』第四卷、一一一頁）。これらでみる限りでは、買納は江戸城本丸の御殿勘定所、大手門内の下勘定所の両所において取扱われていたものと思われる。

- (15) 『牧民金鑑』上、六二〇～六二三頁。
- (16) 『牧民金鑑』上、六三三～六三四頁。
- (17) 『牧民金鑑』上、六二六頁。
- (18) 『日本財政經濟史料』第五卷、七七頁。
- (19) 『牧民金鑑』上、六三三頁。
- (20) 註(15) 前掲史料。
- (21) 註(19) 前掲史料。
- (22) 関西大学法制史学会・經濟学会經濟史研究室共編『大阪周辺の村落史料』第四輯、一三〇頁(一九五八年)。
- (23) 『牧民金鑑』上、六〇三～六〇四頁。
- (24) 『河内長野市史』第六卷、一〇七頁。
- (25) 竹内誠「寛政改革と米方御用達の成立」(『歴史教育』九卷一〇号、一九六一年)。
- (26) 江戸における以上のような事態は、三都に共通する政策基調(村方直買納方針)の存在という前述の指摘ともあわせ考えるとき、用達町人による一引請という方式が、むしろ寛政期以降の江戸に特徴的な方式であったことを示しているように思われる。
- (27) 註(17) 前掲史料。なお、摂河村々惣代より嘉永三年(一八五〇)に出された願書によれば、「米納之分ハ、京・大坂御藏納御割賦辻ハ、米症悪敷候共、情々撰立、出生米納可仕候間、村々残石之儀ハ、浅草御藏出米買納被為仰付成下度、御願奉申上候」とあり、幕末期に至っても蔵出米買納優先主義の持続していたことが知られる(『藤井寺市史』第七卷、二五一頁)。
- (28) 『日本財政經濟史料』第一卷、三〇七頁。

(奈良教育大学教育学部)